

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条 この法律の公布の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者を含む。）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、<u>行政庁の認可を受けて、当該特定保険業を行うことができる。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っている者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの間は、<u>新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。</u></p> <p>一 附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合、<u>当該廃止を命ぜられた日</u></p> <p>二 施行日から起算して二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。）<u>当該免許又は登録の拒否の処分がある日</u></p>

(削る)

(削る)

2 | 前項の認可を受けようとする者は、平成二十五年十一月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 | 名称

二 | 純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

三 | 理事及び監事の氏名

四 | 特定保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容

五 | 事務所の所在地

3 | 前項の申請書には、次に掲げる書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 | 定款

二 | 事業方法書

三 | 普通保険約款

四 | 保険料及び責任準備金の算出方法書

三 | 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して二年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。）が当該二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前二号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日

四 | 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して二年を経過する日

(新設)

(新設)

- 五 第七項第二号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項として主務省令で定める事項を記載した書類
- 4 新保険業法第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。この場合において、同条第三項中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。
- 5 第三項第一号に掲げる書類（前項において読み替えて準用する新保険業法第四条第三項に規定する電磁的記録を含む。）には、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地を記載し、又は記録しなければならない。
- 6 第三項第二号から第四号までに掲げる書類には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。
- 7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。
- 一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当し
- (新設)
- (新設)
- (新設)

ないこと。

イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人

ロ 理事会を置かない一般社団法人

ハ 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された一般社団法人又は一般財団法人

ニ この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人

この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくな

つた日から五年を経過しない者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、新保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により新保険業法第三条第一項の免許を取り消され、新保険業法第二百五条若しくは第二百六条の規定により新保険業法第百八十五条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により新保険業法第二百十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法第二百七十二條の二十六条第一項若しくは第二百七十二條の二十七條の規定により新保険業法第二百七十二條第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年改正法」といふ。）による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二條の二十六条第一項若しくは第二百七十二條の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消された場合又はこの法

律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは当該外国において行われている同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

新保険業法第三百七条第一項の規定により新保険業法第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消され、又は新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

新保険業法第二百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、新保険業法第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、新保険業法第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第

二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又はこの法律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

認可特定保険業者（第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下同じ。）が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条の規定により解任を命ぜられた理事又は監事

法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二条の二十六第一項又は第百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止を命ぜられた日前三

十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者又は管理人であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）

平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）

へ 少額短期保険業者

二 申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

三 申請者が、特定保険業を的確に遂行するために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

四 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け

取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ハ その他主務省令で定める基準

七 第三項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ その他主務省令で定める基準

八 前各号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護のために必要な基準として主務省令で定める基準

8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項第三号（同法第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法（平成七年法律第一百五号）、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）、この法律」とする。

9 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百七十二条第一

（新設）

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百七十二条第一

項の登録の拒否の処分を受けた者を除く。) については、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三條又は第二百七十二條の二十七の規定により第一項の認可を取り消された者(次項及び第十二項において「認可取消業者」という。) は、当該認可を取り消された日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社(外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。)、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

11 認可取消業者は、前項に規定する一年を経過する日までの間(同項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて行政庁がやむを得ない事由があると認めるときは、行政庁の指定する日までの間) は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

12 前項の規定により第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者(次項において「保険契約管理業者」という。) は、認可特定保険業者とみ

項の登録の拒否の処分を受けた者を除く。) については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者(前項に規定する者及び附則第五条第一項各号に掲げる者並びに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二條第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。) は、第一項各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社(外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。) 若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4 特定保険業者は、前項に規定する一年を経過する日までの間(同項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間) は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

(新設)

なして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十二条第一項、第百三十三条（第二号を除く。）
 、第二百七十二條の二十二、第二百七十二條の二十三及び第二百七十二條の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十一項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第一節（第百三十八條を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保險業法第百四十二條の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する新保險業法第二編第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同条第十五項の規定、同条第十七項において読み替えて準用する新保險業法第百六十七條（第二項第二号及び第三項を除く。）の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保險業法第百三十三條の前の見出し	認可の取消し	業務の廃止
---	--------	-------

し	附則第四条第一 項及び第二項に おいて読み替え て準用する新保 険業法第百三十 三条各号列記以 外の部分	、同項第三号 とき又は不正の手段に より同条第一項の認可 を受けたとき	又は同項第三号 とき	附則第四条第一 項及び第二項に おいて読み替え て準用する新保 険業法第百三十 三条第一号	同項の認可を取り消す	業務の廃止を命ずる	附則第四条第一 項及び第二項に おいて読み替え て準用する新保	、法令	又は法令	附則第四条第一 項及び第二項に おいて読み替え て準用する新保 険業法第百三十 三条第一号	処分又は平成十七年改 正法附則第一条第三項 各号（第五号を除く。 ）に掲げる書類に定め た事項のうち特に重要 なもの	処分	附則第四条第一 項及び第二項に おいて読み替え て準用する新保	平成十七年改正法附則 第二条第一項の認可を 取り消す	業務の廃止を命ずる
---	--	--	---------------	--	------------	-----------	--	-----	------	--	---	----	--	----------------------------------	-----------

險業法第二百七 十二条の二十七	附則第四条第十 二項において読 み替えて準用す る新保険業法第 百四十二条	事業	
		特定保険業（保険業法等の 一部を改正する法律（平成 十七年法律第三十八号）附 則第一条第一項に規定する 特定保険業をいう。）に係 る事業	

13| 保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 特定保険業を廃止したとき その保険契約管理業者
- 二 合併により消滅したとき その保険契約管理業者の代表理事その他の代表者であつた者
- 三 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
 その清算人
- 五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その保険契約管理業者

（保険契約の包括移転）

（新設）

（特定保険業者の届出）

第三条 新保険業法第二編第七章第一節（第三百三十八条、第四百十条第二項及び第四百十一条を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。）が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

移転先会社	移転先法人
移転会社	移転業者
内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

2 前項の規定により新保険業法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十五条第	この法律	この法律及び保険業法等の
----------	------	--------------

第三条 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者（特定保険業者にならうとする同条第二項に規定する者を含む。）は、施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額
- 三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、その役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）の氏名
- 四 本店その他の事務所の所在地

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 保険約款（これに相当するものを含む。）
 - 二 保険契約者に関する事項、特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に関する事項その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、損益計算書その他の財産及び業務の状況を明らかにする書類
 - 四 その他内閣府令で定める書類

一 項		一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
第百二十五条第 二 項	公告	公告又は通知
第百二十六条第 一 項	移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）	移転先法人
第百二十六条第 二 項	株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）	社員総会又は評議員会
第百二十六条第 二 項	会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）又は第百八十九条第二項

- 3 | 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 特定保険業を廃止したとき。 その特定保険業者
 - 二 合併により消滅したとき。 その特定保険業者を代表する役員であつた者
 - 三 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人
 - 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人
 - 五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき。 その特定保険業者

	<p>第百三十六条第 三項</p>	<p>(評議員会の決議)</p>
	<p>移転会社及び移転先会 社</p>	<p>移転先法人</p>
<p>第百三十六条の 二第一項</p>	<p>会社法第二百九十九条 第一項(株主総会の招 集の通知)(第四十一 条第一項及び第四十九 条第一項において準用 する場合を含む。)</p>	<p>一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律第三十九 条第一項(社員総会の招集 の通知)又は第百八十二条 第一項(評議員会の招集の 通知)</p>
	<p>取締役(委員会設置会 社にあつては、執行役)</p>	<p>役員(法人でない社団又は 財団の代表者又は管理人を 含む。)</p>
<p>公告</p>	<p>前条第一項の株主総会 等の会日の二週間前</p>	<p>第百三十五条第一項の契約 に係る契約書(以下この節 において「移転契約書」と いう。)の作成日</p>
<p>公告又は通知</p>		

	<p>第百二十五条第一項の 契約に係る契約書</p>	<p>移転契約書</p>
<p>第百二十六条の 第二項</p>	<p>移転会社の株主又は保 険契約者 その営業時間</p>	<p>移転対象契約者 移転業者の営業時間</p>
<p>第百二十七条第 一項</p>	<p>決議をした 公告しなければ</p>	<p>決議があつた 官報に公告し、又は移転対 象契約者に対して各別に通 知しなければ</p>
<p>第百二十七条第 二項及び第四項</p>	<p>公告</p>	<p>公告又は通知</p>
<p>第百二十九条第 二項</p>	<p>どうか</p>	<p>どうか（移転先法人が当該 保険契約の移転を受ける前 に特定保険業（平成十七年 改正法附則第二条第一項に 規定する特定保険業をいう 。以下この項において同じ</p>

<p>第一項各号列記 第三百三十三條</p>	<p>第四百四十二條第二項</p>	<p>第四百四十一條第一項</p>	
<p>執行役、設立時監査役</p>	<p>設立時取締役、設立時 公告が当該会社の公告 方法として定める時事 に関する事項を掲載す る日刊新聞紙に掲載す る方法により</p>	<p>公告</p>	
<p>役員（法人でない社団又は 財団の代表者又は管理人を</p>	<p>公告が</p>	<p>官報に公告</p>	<p>。を行つてゐる認可特定 保険業者である場合にあつ ては、次に掲げる基準に適 合するかどうか及び当該保 険契約の移転に係る特定保 険業が当該保険契約の移転 を受ける前に当該移転先法 人の行つていた特定保険業 の全部又は一部と実質的に 同一のものであると認めら れるものであるかどうか</p>

以外の部分	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	含む。）
第三百三十三条 第一項第四号	この法律若しくは	この法律（平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは
第三百三十三条 第一項第六号及び 第十号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。）又は
第三百三十三条 第一項第十三号 及び第四十五号	及び第二百七十二条の二十九において	、第二百七十二条の二十九及び平成十七年改正法附則第三条第一項において

（認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用）

第四条 新保険業法第九十七条第二項、第一百条の二、第一百条の四、第一百十条（第二項を除く。）、第一百一十一条（第二項を除く。）、第百

（特定保険業者に対する新保険業法の規定の適用）

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額

十三条から第一百六条（第二項を除く。）まで、第一百七十七条、第一百八条、第二百十条から第二百二十二条まで、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百三十一条から第二百三十三条まで、第二百七十二條の八第三項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一、第二百七十二條の二十一（第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。）から第二百七十二條の二十三まで及び第二百七十二條の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条の一	この法律	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七
-------	------	--------------------------------------

短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二條の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二、第百条の三及び第百条の四の規定、新保険業法第二百七十二條の十六第一項及び第二百七十二條の二十二から第二百七十二條の二十四までの規定並びに新保険業法第二百七十二條の二十五第一項、第二百七十二條の二十六及び第二百七十二條の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二條の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二中「確保するための措置」とあるのは「確保するための措置（内閣府令で定めるものに限る。）」と、新保険業法第二百七十二條の十三第二項において準用する新保険業法第百条の三中「取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とあるのは「取引又は行為（内閣府令で定めるものに限る。）」をしてはならない」と、新保険業法第二百七十二條の二十四第一項中「第二百七十二條の第二項第四号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険料の算出方法又は責任準備金の算出方法として定めた事項」と、「同号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「当該事項」と、同条第二項中「第二百七十二條の第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項」と、新保険業法第二百七十二條の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「

		年改正法」という。）
第百十条第一項	中間業務報告書及び業務報告書	業務報告書
第百十一条第一項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	その事務所（専ら特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。）以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。）
第百十一条第四項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府	事務所 （保険契約者（保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この条において同じ。）

第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第七号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

2 | 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である特定保険業者が前項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用について

	令で定める場所	
第百十一条第五項	公衆	保険契約者
第百十一条第六項	保険契約者その他の顧客及びその子会社等の業務	保険契約者
第百十二条	保険会社は、当該保険会社	認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の際現に特定保険業を行っていない者に限る。）は、当該認可特定保険業者

- は、当該廃止を命ぜられた特定保険業者を新保険業法第二百七十二
 条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により新保
 業法第二百七十二条第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を
 命ぜられた日を新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二
 百七十二条の二十七の規定による新保険業法第二百七十二条第一
 項の登録の取消しの日とみなす。
- 3 | 個人である特定保険業者が第一項の規定により読み替えて適用す
 る新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の
 二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新
 保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一
 項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、そ
 の者が当該廃止を命ぜられた日から起算して五年を経過する日まで
 の間は、その者を新保険業法第二百七十二条の四第一項第十号八に
 該当する者とみなす。
- 4 | 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項
 の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な
 事項は、内閣府令で定める。
- 5 | 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項
 の規定は、施行日から起算して六月を経過する日以後に終了する事
 業年度から適用する。
- 6 | 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項におい
 て適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の業務報告書の
 うち、保険契約者等の秘密を害するおそれのある事項及び第一項の

<p>第百一十五条第二項</p>	<p>利益（第百一十二条第一項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。）</p>	<p>利益</p>
<p>第百二十条第一項</p>	<p>生命保険会社及び内閣府令 損害保険会社に限る</p>	<p>長期の保険契約の引受けを行わないことその他の主務省令 者を除く</p>
<p>第百二十二条</p>	<p>この法律又は</p>	<p>平成十七年改正法において準用するこの法律又は平成十七年改正法において準用する</p>
<p>第百二十三条第一項</p>	<p>第四条第二項第二号 保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で</p>	<p>平成十七年改正法附則第二号第三項第二号 軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るもの</p>

規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、保険契約者等の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第二百三十六條第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第二百三十六條の二第一項中「取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主總會等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五條第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五條第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書」とその他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第二百三十八條中「第三百三十六條第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第二百三十三條第一項中「発起人、設立時取締役、設立

		定める事項	
第百二十三条第二項	変更しようとする	変更した	
	あらかじめ	遅滞なく、	
第百二十四条第一号	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号	
	第五条第一項第三号イからホ	同条第七項第六号イからハ	
	基準	基準及び当該書類に定められた事項の変更後に行う特定保険業が当該書類に定めた事項の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであることと認められるものであること。	
第百二十四条第一号	第四条第二項第四号	平成十七年改正法附則第二条第三項第四号	

時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは、「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

8 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十第一項において準用する新保険業法第二百七十二条の規定を適用する。

9 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者がその業務及び財産の管理の委託を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條第一項及び第二百四十七條から第二百四十九條までの規定並びに新保険業法第二百五十條第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する新保険業法第二百四十四條第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する新保険業法第二百四十六條第一項中「公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）（を登記しなければならない）」とあるのは「公告しなければならない

					第五条第一項第四号イから八まで
第三百三十一条				第四条第二項第二号	同条第七項第七号イ及び口
第三百二十二条第一項	子会社等	子会社等（子会社）（平成十七年改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。	。第二百七十二条の二十二第二項において同じ。）その他の当該認可特定保険業者と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。）	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号	
第三百二十二条第二項	内閣府令・財務省令	主務省令			
第三百二十三条の前の見出し	免許	認可			
第三百二十三条各	ときは	とき、平成十七年改正法附			

- 「と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。
- 10 新保険業法第二編第二章第一節及び第八章の規定は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者については、適用しない。
- 11 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第六十七条第一項及び第二項の規定を適用する。
- 12 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第七十三条の六第一項及び第二項の規定を適用する。
- 13 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者は、特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 14 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が第七項又は第九項において適用する新保険業法の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。
- 15 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を保険会社

		<p>(保険会社その他これに準ずる者として主務省令で定める者の業務の代理又は事務の代行(保険募集その他の主務省令で定めるものに限る。)をいう。)</p>
<p>第二百七十二条の十一第二項</p>	<p>ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で</p>	<p>ただし</p>
<p>第二百七十二条の十一第三項</p>	<p>認められるもの</p>	<p>認められる業務</p>
<p>第二百七十二条の二十一第一項 第一号</p>	<p>登録</p>	<p>平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業(引き受けた保険契約に係る業務及び財産の</p>
	<p>少額短期保険業</p>	<p>認可</p>
		<p>平成十七年改正法附則第二条第一項</p>

第二百七十五條第	第二百七十二條 の二十七		第二百七十二條 の二十一第一項 第四号
第二百七十二條の九	第二百七十二條第一項 の登録	その他内閣府令（金融 破綻 ^た 処理制度及び金融 危機管理に係るものに ついては、内閣府令・ 財務省令）	定款
第二百七十二條の九（平成	平成十七年改正法附則第二 條第一項の認可	管理に係る業務を除く。） 他に特段の定めのある事項 以外の事項に係る定款	保険代理店（認可特定保険 業者の委託を受けて、当該 認可特定保険業者のために 保険募集を行う者（法人で ない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるも のを含む。）であつて、当 該認可特定保険業者の社員 又は役員若しくは使用人で ないものをいう。）の設置 又は廃止をしようとするこ と きその他主務省令

四号	第三百十六條第一号、第三百三十三條	十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。）
第三百十七條第一号	第九十九條において	第九十九條及び平成十七年改正法附則第四條第一項において
第三百十七條第一号の二	第一百一十一條第一項（第九十九條及び第二百七十二條の十七において を公衆	第一百一十一條第一項（第九十九條、第二百七十二條の十七及び平成十七年改正法附則第四條第一項において を公衆若しくは保険契約者（保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この号において同じ。）

<p>第二百七十七條第</p>	<p>第二百七十七條第 二號</p>			
<p>第二百七十二條の二十</p>	<p>第二百七十二條の二十 二第一項若しくは第二 項</p>	<p>不特定多数の者 、公衆</p>	<p>第百十一條第三項（第 百九十九條及び第二百 七十二條の十七</p>	<p>第百十一條第四項（第 百九十九條及び第二百 七十二條の十七におい て</p>
<p>第二百七十二條の二十三第</p>	<p>第二百七十二條の二十二第 一項若しくは第二項（これ らの規定を平成十七年改正 法附則第四條第一項におい て準用する場合を含む。）</p>	<p>不特定多数の者若しくは保 険契約者 、公衆若しくは保険契約者</p>	<p>第百十一條第三項（第百九 十九條、第二百七十二條の 十七及び平成十七年改正法 附則第四條第一項</p>	<p>第百十一條第四項（第百九 十九條、第二百七十二條の 十七及び平成十七年改正法 附則第四條第一項において</p>

三 号	三 第 一 項 若 し く は 第 二 項	一 項 若 し く は 第 二 項 (こ れ ら の 規 定 を 平 成 十 七 年 改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)
第 三 百 二 十 一 条 第 一 項 第 一 号	第 三 百 十 六 条 第 一 号 か ら 第 三 号 ま で	第 三 百 十 六 条 第 一 号、第 二 号 (平 成 十 七 年 改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)、第 三 号
第 三 百 二 十 一 条 第 一 項 第 二 号	第 三 百 十 七 条 第 一 号 か ら 第 三 号 ま で	第 三 百 十 七 条 第 一 号 か ら 第 三 号 ま で (こ れ ら の 規 定 を 平 成 十 七 年 改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)
第 三 百 二 十 一 条 第 一 項 第 四 号	第 三 百 十 五 条 (第 五 号 を 除 く)	第 三 百 十 五 条 (第 五 号 を 除 き、 平 成 十 七 年 改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む)
第 三 百 三 十 三 条	設 立 時 取 締 役、 設 立 時	役 員

<p>第一項各号列記 以外の部分</p>	<p>執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役</p>	<p>この法律又は 法附則第四条第一項において準用する場合を含む。） 又は</p>
<p>第三百三十三條 第一項第十号</p>	<p>この法律又は</p>	<p>この法律（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。） 又は</p>
<p>第三百三十三條 第一項第十二号</p>	<p>及び第二百七十二條の十八において</p>	<p>、第二百七十二條の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>第三百三十三條 第一項第三十号</p>	<p>第二百七十二條の十一 第二項</p>	<p>第二百七十二條の十一第二項（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三百三十三條 第一項第三十一号</p>	<p>第二百七十二條の十三 第二項</p>	<p>第二百七十二條の十三第二項及び平成十七年改正法附則第四条第一項</p>

<p>第三百三十三 条 第一項第三十六 号</p>	<p>及び第二百七十二 条の 十八において</p>	<p>、第二百七十二 条の十八及 び平成十七年改 正法附則第四 条第一項にお いて</p>
<p>第三百三十三 条 第一項第三十七 号</p>	<p>第九十九 条において</p>	<p>第九十九 条及び平成十七 年改 正法附則第四 条第一 項 において</p>
<p>第三百三十三 条 第一項第三十八 号</p>	<p>及び第二百七十二 条の 十八において</p>	<p>、第二百七十二 条の十八及 び平成十七年改 正法附則第 四 条第一項にお いて</p>
<p>第三百三十三 条 第一項第三十九 号</p>	<p>及び第二百七十二 条の 十八において</p>	<p>、第二百七十二 条の十八及 び平成十七年改 正法附則第 四 条第一項にお いて</p>
<p>第三百三十二 条第一項</p>	<p>第三百三十二 条第一項（平成 十七年改 正法附則第四 条第</p>	<p>同項</p>
<p>同項各号</p>	<p>同項各号</p>	<p>同項</p>

		<p>一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第二百三十三條 第一項第四十號</p>	<p>第二百七條において</p>	<p>第二百七條及び平成十七年改正法附則第四條第一項において</p>
<p>第二百三十三條 第一項第四十一號</p>	<p>第二百二十三條第二項（第二百七條において</p>	<p>第二百二十三條第二項（第二百七條及び平成十七年改正法附則第四條第一項において</p>
<p>第二百三十三條 第一項第四十三號</p>	<p>第二百七十二條の二十一第一項</p>	<p>第二百七十二條の二十一第一項（平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第二百三十三條 第一項第四十四號</p>	<p>第二百三十一條</p>	<p>第二百三十一條（平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。）</p>

3 認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する新保険業

法第百三十三條又は第百七十二條の二十七の規定により附則第二條第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における新保険業法第百七十二條の四第一項、第百七十二條の三十三第一項及び第百七十二條の三十七第一項の規定の適用については、新保険業法第百七十二條の四第一項第十号八中「若しくは第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四條第一項において準用する第百三十三條若しくは第百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二條第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同号水中「第百三十三條」とあるのは「第百三十三條（平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。）」と、「若しくは監査役、第百五條」とあるのは「監査役、理事若しくは監事、第百五條」と、新保険業法第百七十二條の三十三第一項第一号八中「若しくは第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する第百三十三條若しくは第百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二條第一項の認可を取り消された」と、同号八及び同項第二号八中「第百七十二條の四第一項第十号イ」

とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第十号イ」と、新保険業法第二百七十二条の三十七第一項第三号中「第二百七十二条の三十三第一項第一号八」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の三十三第一項第一号八」とする。

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権（新保険業法第二十一条に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

6 認可特定保険業者は、特定保険業（これに附帯する業務及び保険代理業（第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の十一第一項に規定する保険代理業をいう。）を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

- 7| 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。
- 二 特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。
- 8| 認可特定保険業者の目的、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 9| 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。
- 10| 行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。
- 一 基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一

条に規定する基金をいう。第十九項において同じ。）、準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

11) 新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>二項</p> <p>第百三十五条第</p>	<p>一 項</p> <p>第百三十五条第</p>	<p>公告</p>	<p>この法律</p> <p>外国保険会社等</p>	<p>公告又は通知</p>	<p>この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）</p> <p>外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者</p>
--------------------------	---------------------------	-----------	----------------------------	---------------	---

第百三十六条の	第百三十六条第 三項	第百三十六条第 二項	第百三十六条第 二項	第百三十六条第 一項
公告	含む。)	い によらなければならない	又は第六十二条第二項	又は社員総会 総代会)
公告又は通知	含む。) 又は一般社団法人 及び一般財団法人に関する 法律第三十九条第一項(社 員総会の招集の通知) 若し くは第百八十二条第一項(評 議委員会の招集の通知)	又は一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律第四 十九条第二項(社員総会の 決議) 若しくは第百八十九 条第二項(評議委員会の決議) に定める決議によらな ければならない	、第六十二条第二項	、社員総会 総代会) 又は評議員会

<p>二項 第百三十七条第 二項</p>		<p>一 項 第百三十七条第 一 項</p>	<p>二 第 一 項</p>
<p>公告</p>	<p>公告しなければ</p>	<p>内閣府令</p>	<p>内閣府令</p>
<p>公告又は通知</p>	<p>公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければならない。</p>	<p>主務省令</p>	<p>主務省令</p>

<p>第百三十七條第 四項</p>	<p>公告</p>	<p>公告又は通知</p>
<p>第百三十七條第 五項</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百二十九條第 一項</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第百二十九條第 二項</p>	<p>どうか</p>	<p>どうか（移転先会社が認可 特定保険業者である場合に あつては、次に掲げる基準 に適合するかどうか及び当 該保険契約の移転に係る特 定保険業（平成十七年改正 法附則第二条第一項に規定 する特定保険業をいう。以 下この項において同じ。） が当該保険契約の移転を受 ける前に当該移転先会社の</p>

<p>第三百三十三條 第一項第六号</p>	<p>第三百三十三條 第一項第四号</p>	<p>第三百三十三條 第一項各号列記 以外の部分</p>	<p>第四百四十條第一 項</p>	
<p>この法律又は</p>	<p>この法律若しくは</p>	<p>設立時取締役、設立時 執行役、設立時監査役 、取締役、執行役、会 計参与若しくはその職 務を行うべき社員、監 査役</p>	<p>内閣府令</p>	
<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十一項にお いて準用する場合を含む）</p>	<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十一項にお いて準用する場合を含む） 若しくは</p>	<p>役員</p>	<p>主務省令</p>	<p>行っていた特定保険業の全 部又は一部と実質的に同一 のものであると認められる ものであるかどうか（</p>

	内閣府令)又は 主務省令
第三百三十三條 第一項第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正 法附則第四条第十一項にお いて準用する場合を含む。)又は
第三百三十三條 第一項第十二号 、第四十五号及 び第四十六号	及び第二百七十二條の 二十九において	、第二百七十二條の二十九 及び平成十七年改正法附則 第四条第十一項において

12) 新保険業法第四百二十二條の規定は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

13) 行政庁は、前項において読み替えて準用する新保険業法第四百二十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に当該認可特定保険業者の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に

同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

14 新保険業法第二編第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第百四十四条第一項</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）</p>
<p>第百四十四条第二項</p>	<p>外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）</p>	<p>外国保険会社等（主務省令で定めるものを除く。）、少額短期保険業者及び認可特定保険業者</p>
<p>委託会社</p>	<p>委託業者</p>	<p>株主総会等（株主総会、社員総会（総代会を設けてい</p>
<p>株主総会等</p>	<p>株主総会等（株主総会、社員総会（総代会を設けてい</p>	<p>員総会（総代会を設けてい</p>

<p>第百四十四条第三項</p>	<p>又は第六十二条第二項</p>	<p>るときは、総代会）又は評議員会をいう。以下同じ。）</p>
<p>第百四十四条第三項</p>	<p>又は第六十二条第二項</p>	<p>、第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）</p>
<p>第百四十四条第四項</p>	<p>第百三十六条第三項</p>	<p>平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する第百三十六条第三項</p>
<p>第百四十五条</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第百四十六条第一項及び第二項</p>	<p>委託会社</p>	<p>委託業者</p>
<p>第百四十六条第三項</p>	<p>商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十</p>

	<p>付書面）及び第四十六 条（添付書面の通則） （これらの規定を第六 十七条において準用す る場合を含む。）</p>	<p>七条（添付書面の通則）並 びに第三百三十条（商業登 記法の準用）において準用 する商業登記法第十八条及 び第十九条（申請書の添付 書面）</p>
<p>第四百七十七条及 び第四百四十八条 第一項</p>	<p>委託会社</p>	<p>委託業者</p>
<p>第四百四十八条第 三項</p>	<p>保険業法第四百四十四条 第二項</p>	<p>保険業法等の一部を改正す る法律（平成十七年法律第 三十八号）附則第四条第十 四項において準用する保険 業法第四百四十四条第二項</p>
<p>第四百四十八条第 四項</p>	<p>委託会社 委託会社</p>	<p>委託業者 委託業者</p>
	<p>第一項 保険業法第四百四十四条</p>	<p>保険業法等の一部を改正す る法律（平成十七年法律第</p>

<p>第三百三十三條 第一項第三号</p>	<p>第三百三十三條 第一項各号列記 以外の部分</p>	<p>第三百五十條第一 項</p>	<p>第四百十九條第 二項</p>	<p>第四百十九條第 一項</p>	
<p>この法律又は</p>	<p>設立時取締役、設立時 執行役、設立時監査役 、取締役、執行役、会 計参与若しくはその職 務を行うべき社員、監 査役</p>	<p>委託会社</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>委託会社</p>	
<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十四項にお いて準用する場合を含む。</p>	<p>役員</p>	<p>委託業者</p>	<p>行政庁</p>	<p>委託業者</p>	<p>三十八号）附則第四条第十 四項において準用する保険 業法第四百四十四条第一項</p>

<p>第二百三十二条 第一項第四号</p>	<p>この法律若しくは</p>	<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十四項にお いて準用する場合を含む。 ）若しくは</p>
		<p>）又は</p>

- 15) 認可特定保険業者が前項において読み替えて準用する新保険業法
 第四百四十四条第一項の規定により他の認可特定保険業者にその業務
 及び財産の管理の委託を行う場合において、前項において読み替え
 て準用する新保険業法第四百四十五条第一項の認可を受けたときは、
 当該他の認可特定保険業者は、当該管理の委託に係る業務を行うこ
 とにつき第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法
 第二百七十二条の十一第二項ただし書の承認を受けたものとみなす
 。
- 16) 認可特定保険業者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法
 律の規定にかかわらず、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併
 して認可特定保険業者を設立する合併をすることができない。
- 17) 新保険業法第五百二十二条第一項、第五百五十三条（第二項第一号を
 除く。）、第五百五十四条、第六百六十五条の二十三から第六百七十七
 条（第二項第二号及び第三項を除く。）、第六百七十条第一項（第
 二号、第三号及び第五号を除く。）、第六百七十四条（第二項及び第
 四項を除く。）、及び第六百七十五条から第六百七十九条までの規定（こ

これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第一百五十二条第一項</p>	<p>会社法第四百七十一条</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百十八条及び第二百一条第一項</p>
<p>同条中「次に」とあるのは、「第三号</p>	<p>同法第四百四十八条中「次に」とあるのは「第三号から第七号までに」と、同法第二百一条第一項中「次に」とあるのは「第三号</p>	
<p>第一百五十三条第一項及び第一項</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第一百五十三条第三項</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁 保険契約者が社員のみである一般社団法人を除く</p>
<p>株式会社及び第六十三条第一項の定款の定め</p>	<p>を</p>	<p>している相互会社に</p>

<p>第六十五條の 二十四第一項</p>	<p>会社法第七百四十八條</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二條</p>
<p>第六十五條の 二十四第二項各 号列記以外の部 分</p>	<p>会社法合併会社 会社法合併会社 営む株式会社</p>	<p>一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者</p>
<p>により公告しなければ</p>	<p>を官報及び</p>	<p>合併認可特定保険業者</p>
<p>により公告しなければ</p>	<p>を官報及び</p>	<p>について、官報に公告する ほか、 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第二号又は第三号(公告方法)に掲げる方法をその公告方法として定めている場合に限る。)により公告し、又は知れ</p>

第百六十五条の 二十四第四項	内閣府令	主務省令	第百六十五条の 二十四第二項第 五号	内閣府令	主務省令	第百六十五条の 二十四第二項第 三号	内閣府令	主務省令	第百六十五条の 二十四第二項第 四号	会社法合併会社	合併認可特定保険業者	第百六十五条の 二十四第二項第 二号	会社又は合併により設 立する会社	法人	ている債権者に各別に催告 しなければ
-------------------	------	------	--------------------------	------	------	--------------------------	------	------	--------------------------	---------	------------	--------------------------	---------------------	----	-----------------------

二十四第六項	第六百六十五條の 二十四第九項	会社法第七百八十九條 、第七百九十九條及び 第八百十條	会社法合併会社	第六百六十六條第 一項	保険会社等又は合併に より設立する保険会社 等	内閣府令	第六百六十五條の七第二 項（第六百六十五條の十 二において準用する場 合を含む。）、第六百六 十五條の十七第二項（ 第六百六十五條の二十に おいて準用する場合を 含む。）又は前條第二 項	一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律第二百四 十八條及び第二百五十二條	合併認可特定保険業者	認可特定保険業者	主務省令	前條第二項
--------	--------------------	-----------------------------------	---------	----------------	-------------------------------	------	---	--	------------	----------	------	-------

<p>第百六十六条第 三項第三号</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百六十六条第 三項第四号</p>	<p>保険会社等又は合併に より設立する保険会社 等</p>	<p>認可特定保険業者</p>
<p>第百六十七条第 一項</p>	<p>保険会社等が合併後存 続する場合又は保険会 社等を合併により設立 する</p>	<p>認可特定保険業者が合併後 存続する</p>
<p>第百六十七条第 二項各号列記以 外の部分</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第百六十七条第 二項各号列記以 外の部分</p>	<p>どうか</p>	<p>どうか及び合併後存続する 認可特定保険業者の行う特 定保険業（保険業法等の一 部を改正する法律（平成十 七年法律第三十八号。以下 「平成十七年改正法」とい</p>

	<p>第六十七條第二項第三号</p>	<p>第七十條第一項各号列記以外の部分</p>
	<p>保險会社等又は当該合併により設立する保險会社等</p>	<p>第五十九條第一項及び第六十五條の二十三</p>
<p>う。(附則第二條第一項に規定する特定保險業をいう以下この項において同じ。 。が当該合併前に当該認可特定保險業者の行つていた特定保險業の全部又は一部と實質的に同一のものであると認められるものであるかどうか</p>	<p>認可特定保險業者</p>	<p>第六十五條の二十三</p>
	<p>商業登記法第十八條、第十九條(申請書の添付書面)及び第四十六條(添付書面の通則) (これらの規定を第六</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七條(添付書面の通則)、第三百二十二條(吸収合併による変更の登記の申請)</p>

<p>第一百七十条第一</p>	<p>第一百七十条第一 項第一号</p>	
<p>会社法合併会社にあつ</p>	<p>第一百七十五条の七第二 項（第六十五条の十 二において準用する場 合を含む。）、第六 十五条の十七第二項（ 第六十五条の二十に おいて準用する場合を 含む。）又は第六十 五条の二十四第二項 による公告</p>	<p>十七条において準用す る場合を含む。）並び に同法第八十条（吸収 合併の登記）（第三項 において準用する場合 を含む。）</p>
<p>第六十五条の二十四第二 項 る公告又は催告</p>	<p>により官報に公告したこと 及び同項の規定によりその 定款で定めた公告方法によ る公告又は催告</p>	<p>並びに第三百三十条（商業 登記法の準用）において準 用する商業登記法第十八条 及び第十九条（申請書の添 付書面）</p>

項第四号	ては、第百六十五条の二十四第二項第四号	項第四号
第百七十四条の見出し	内閣府令 内閣府令 内閣府令	主務省令 行政庁 行政庁
第百七十四条第一項	内閣総理大臣	行政庁
	会社法第四百七十一条第六号（解散の事由）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条第七号又は第二百二十八条第六号（解散の事由）
	第百八十条の四第一項又は同法第四百七十八条第一項	同法第二百九条第一項
	第百八十条第二号又は同法第四百七十五条第二号	同法第二百六条第二号又は同法第二百六条第三号

<p>第七十四條第三項</p>	<p>会社法第四百七十八條第二項</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九條第二項</p>
<p>第七十四條第六項</p>	<p>会社法第四百七十八條第六項において準用する同法第三百三十一條第一項第三号（取締役</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九條第五項において準用する同法第六十五條第一項第三号（役員</p>
<p>第七十四條第七項</p>	<p>保険業法 内閣総理大臣</p>	<p>保険業法、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号） 行政庁</p>
<p>第七十四條</p>	<p>株式会社又は相互会社 清算保険会社等</p>	<p>一般社団法人又は一般財団法人 清算一般社団法人等</p>
<p>第七十四條</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>

八項各号列記以外の部分		第七十四條第八項第一号		第七十四條第九項		第七十四條第十項		第七十四條	
第百八十条第二号又は会社法第四百七十五条第二号	清算保険会社等	内閣総理大臣	会社法第四百七十九条	同条第一項	内閣総理大臣	同条第二項	商業登記法第七十三条	同条第一項及び第二項	同条第三項
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二号又は第三号	清算一般社団法人等	行政庁	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十条	同条第一項及び第二項	行政庁	同条第三項	一般社団法人及び一般財団	同条第一項及び第二項	同条第三項

第七十五条第一項	第七十五条第一項	第七十五条の見出し	第七十四条第十二項	第七十四条第十二項	内閣総理大臣	内閣総理大臣	第七十四条第一項	第十一項
内閣総理大臣	清算保険会社等	内閣総理大臣	清算保険会社等	内閣総理大臣	内閣総理大臣	変更の登記（第八十三条第二項において準用する場合を含む。	第七十四条第一項	第一項及び第三項（清算人の登記）
行政庁	清算一般社団法人等	行政庁	清算一般社団法人等	行政庁	行政庁	変更の登記の申請	第三百二十七条第一項	法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三項（清算人の登記の申請）

		第百七十六條		二項
	清算保険会社等	会社法第四百九十二條第三項	若しくは第四百九十七條第二項（貸借対照表等の定時株主總會への提出等）（これらの規定を第百八十條の十七において準用する場合を含む。）	
内閣府令	清算一般社団法人等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五條第三項	若しくは第二百三十條第二項（貸借対照表等の提出等）	
			第五百七條第三項	
			終了等）（第百八十三條第一項において準用する場合を含む。）	
主務省令			第二百四十條第三項	
			終了等）	

	内閣総理大臣	行政庁
第七十七條第一項	会社法第四百七十一條第三号若しくは第六号（解散の事由）（第五十二條第二項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百零八條第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百一十條第一項第三号若しくは第六号（解散の事由）
第七十七條第三項	清算保険会社等 内閣府令	清算一般社団法人等 主務省令
第七十八條	会社法第五百條 内閣総理大臣	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四條 行政庁

<p>第七十九條第一項</p>	<p>內閣總理大臣 清算保險会社等</p>	<p>行政庁 清算一般社団法人等</p>
<p>第七十九條第二項</p>	<p>第二百二十八條第一項、 第二百二十九條第一項、 第二百七十二條の第二 第一項 內閣總理大臣 清算保險会社等</p>	<p>平成十七年改正法附則第四 條第一項において準用する 第二百七十二條の第二 第一項 行政庁 清算一般社団法人等</p>
<p>第七十七條第四號</p>	<p>及 第二百三十五條第五項 において 清算保險会社等</p>	<p>、 第二百三十五條第五項及 び平成十七年改正法附則第 四條第十七項において 清算一般社団法人等</p>
<p>第二百一十一條</p>	<p>第七十七條第五號及び第六號</p>	<p>第七十九條第二項（平成 十七年改正法附則第四條第 十七項において準用する場 合を含む。） 第二百一十七條第四號から第</p>

<p>第一項第四号</p>	<p>ら第六号まで</p>	<p>六号まで（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三百三十三條 第一項各号列記 以外の部分</p>	<p>設立時取締役、設立時 執行役、設立時監査役 、取締役、執行役、会 計参与若しくはその職 務を行うべき社員、監 査役</p>	<p>役員</p>
<p>第三百三十三條 第一項第四号</p>	<p>この法律若しくは</p>	<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十七項に いて準用する場合を含む。） 若しくは</p>
<p>第三百三十三條 第一項第六号</p>	<p>この法律又は</p>	<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十七項に いて準用する場合を含む。） 又は</p>
<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>	

<p>第二百三十二条 第一項第十号</p>	<p>この法律又は</p>	<p>この法律（平成十七年改正 法附則第四条第十七項にお いて準用する場合を含む。 ）又は</p>
<p>第二百三十二条 第一項第十三号</p>	<p>第六百六十五条の二十四 第二項若しくは第四項</p>	<p>第六百六十五条の二十四第二 項若しくは第四項（これら の規定を平成十七年改正法 附則第四条第十七項におい て準用する場合を含む。）</p>
<p>第二百三十二条 第一項第四十七 号</p>	<p>第七百七十六条</p>	<p>第七百七十六条（平成十七年 改正法附則第四条第十七項 において準用する場合を含 む。）</p>

18 認可特定保険業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定
める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をし
なければならない。

- 一 第十一項において読み替えて準用する新保険業法第二百二十七条
第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に關す
る法律第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法によりするとき

当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日

二 第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第四百十條第一項、第四百十六條第一項若しくは第五百十條第一項又は第五百五十四條若しくは第六十六條第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告の開始後一月を経過する日

19| 第十七項において読み替えて準用する新保険業法第六十五條の二十四（第九項を除く。）の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

20| 認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第二條第一項の認可は、その効力を失う。

- 一 特定保険業を廃止したとき。
 - 二 解散したとき（設立を無効とする判決が確定したときを含む。）。
 - 三 保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。
 - 四 当該認可を受けた日から六月以内に特定保険業（引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。）を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。
- 21| 次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報で告示するものとする。

- 一 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十二条第一項又は第百三十三条の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
- 二 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第百七十二条の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消したとき。
- 三 前項の規定により附則第二条第一項の認可がその効力を失ったとき。

22

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四条（第二項を除く。）
 第三百三十五条、第三百三十六条及び第三百三十七
 七条第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百三十七
 条第三項、第三百三十八条第一項及び第三百三十九条の規定は認可特定
 保険業者の保険計理人について、同法第三百三十七條第二項の規定
 及び当該規定に係る同法第三百三十八條第二項の規定はこの項にお
 いて読み替えて準用する同法第三百三十七條第一項の利益を供与し
 、又はその申込み若しくは約束をした者について、それぞれ準用す
 る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替え
 るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十四條 第一項各号列記 以外の部分	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定 保険業者の保険計理人
-----------------------------	--------	----------------------------

<p>第三百三十四條 第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>認可特定保険業者</p>
<p>第三百二十五條 各号列記以外の部分</p>	<p>掲げる者</p>	<p>掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人</p>
<p>第三百二十五條 第一号</p>	<p>一般社団法人等</p>	<p>認可特定保険業者</p>
<p>第三百二十六條</p>	<p>次に掲げる者</p>	<p>次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人</p>
<p>第三百二十七條</p>	<p>一般社団法人 次に掲げる者</p>	<p>認可特定保険業者 次に掲げる者又は認可特定</p>

第一項			保険業者の保険計理人
第二百三十七條 第二項	前項		前項（平成十七年改正法附則第四條第二十二項において準用する場合を含む。）
第二百三十七條 第三項	第一項		第一項（平成十七年改正法附則第四條第二十二項において準用する場合を含む。）
第二百三十八條 第一項	前條第一項		前條第一項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四條第二十二項において準用する場合を含む。）
第二百三十八條 第一項	前條第二項		前條第二項（平成十七年改正法附則第四條第二十二項において準用する場合を含む。）
第二百三十九條	第二百三十七條第一項		第二百三十七條第一項（これらの規定を平成十七年改

		正法附則第四条第二十二項 において準用する場合を含む。)
第三百三十四條第三項	第三百三十四條第三項(平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)	

第四条の二 新保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定(この規

(新設)

定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。)について、新保険業法第二百八十三条の規定は所屬認可特定保険業者(保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。)のために行う保険募集について、新保険業法第二百九十四条の規定は所屬認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、新保険業法第三百条の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の保険契約の締結又は保険募集について、新保険業法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について

、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新
 保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
 に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定
 める。

<p>第一百七十五条 第一項第二号</p>	<p>損害保険会社（外国損 害保険会社等を含む。 以下この編において同 じ。）の</p>	<p>認可特定保険業者の社員若 しくは</p>
<p>並びに監査役及び監査 委員</p>	<p>及び監事</p>	
<p>次条の登録を受けた損 害保険代理店</p>	<p>保険業法等の一部を改正す る法律（平成十七年法律第 三十八号。以下「平成十七 年改正法」という。）附則 第四条第一項において準用 する第二百七十二条の二十 一第一項の届出がなされた 保険代理店（認可特定保険 業者の委託を受けて、当該 認可特定保険業者のために</p>	

<p>第三号 第一百九十四条</p>	<p>第一号 第一百九十四条</p>	
<p>内閣府令</p>	<p>商号、名称又は氏名</p>	<p>媒介（損害保険代理店 である銀行等又はその 役員若しくは使用人に あつては、保険契約者 等の保護に欠けるおそ れが少ない場合として 内閣府令で定める場合 に限る。）</p>
<p>主務省令</p>	<p>名称</p>	<p>媒介 保険募集を行う者（法人で ない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるも のを含む。）であつて、当 該認可特定保険業者の社員 又は役員若しくは使用人で ないものをいう。）</p>

	<p>第三百条第一項 行為（次条に規定する 特定保険契約の締結又 はその代理若しくは媒 介に関しては、第一号 に規定する保険契約の 契約条項のうち重要な 事項を告げない行為及 び第九号に掲げる行為 を除く。）</p>	<p>行為</p>
<p>第三百条第一項 第七号</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第三百条第一項 第八号</p>	<p>特定関係者（第百条の 三（第二百七十二条の 十三第二項において準 用する場合を含む。第 三百一条において同じ 。）に規定する特定関 係者及び第百九十四条 に規定する特殊関係者 のうち、当該保険会社 等又は外国保険会社等</p>	<p>子会社等（平成十七年改正 法附則第四条第一項におい て準用する新保険業法第百 三十二条第一項に規定する 子会社等</p>

<p>第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第</p>	<p>第三百九条第一項</p>	<p>第三百九条第一項第九号</p>	<p>を子会社とする保険持</p>
<p>内閣府令</p>	<p>第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号</p>	<p>内閣府令</p>	<p>株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、「当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者</p>
<p>主務省令</p>	<p>平成十七年改正法附則第二条第三項各号（第五号を除く。）</p>	<p>主務省令</p>	

五項及び第六項		
第三百七十七條の二第四号	第二百七十五條第一項各号	第二百七十五條第一項第二号（平成十七年改正法附則第四條の二において準用する場合を含む。）
第三百七十七條の二第七号	第三百條第一項	第三百條第一項（平成十七年改正法附則第四條の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
第三百二十一條第一項第四号	第二号を除く	第二号を除き、平成十七年改正法附則第四條の二において準用する場合を含む

（公益法人等に関する経過措置）

第五條 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人（次に掲げるものを除く。）は、当分の間、新保険業法第三條第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

（公益法人等に関する経過措置）

第五條 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人（次に掲げるものを除く。）は、当分の間、新保険業法第三條第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

一 整備法第四十四条の認定を受けて整備法第百六条第一項の登記（第五項において「公益法人移行登記」という。）をした法人

二（略）

2）4（略）

5 この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であつて第一項各号に掲げるもの（新保険業法第二百七十二条第一項の登録又は附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。以下この条において「移行法人」という。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条及び附則第三十四条の二第一項において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができな^いことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由がある^と認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受け^た保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

6 前項の場合において、当該移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十四条の認定を受けて整備法第百六条第一項の登記（第五項において「公益法人移行登記」という。）をした法人

二（略）

2）4（略）

5 この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であつて第一項各号に掲げるもの（新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下この条において「移行法人」という。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができな^いことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由がある^と認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受け^た保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

6 前項の場合において、当該移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転

当該保険契約を移転し、又は保険会社、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

7
(略)

8 新保険業法第二百七十五条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定により特定保険業を行う者のために行う保険契約の締結の代理又は媒介については、適用しない。

し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

7
(略)

8 第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条(第二項を除く。)、前条(第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。)、次条(第二項及び第五項に限る。))並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日」同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。)、までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しななければならない」と、次条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八

第六條 削除

項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(免許審査基準に関する経過措置等)

2 第六條 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者(当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の五年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六条の

第八条 削除

基金償却積立金（次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。）を含む。）の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4 前項の規定により積み立てられた積立金は、新保険業法第五十六条の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する特定保険業者又は第二項に規定する免許の申請者に対する免許について、当該免許に、引受けを行う保険契約の相手方、保険契約の内容その他の事項に関し、新保険業法第五条第二項の規定により必要な条件を付すことができる。

（特定保険業者であつた保険会社等に関する経過措置）

第八条 新保険業法百十三条の規定は、附則第六条第二項の規定の適用を受けて新保険業法第三条第一項の免許の申請を行い、同項の免許を受けた保険会社については、適用しない。

2 特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている法人(株式会社及び認可特定保険業者となつた者を除く。以下この条において同じ。)が新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合においては、新保険業法第二百七十二条の四第一項第一号の規定は適用しない。

2}5 (略)

6 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項の規定にかかわらず、新保険業法第二百七十二條の二十九又は附則第四条第十一項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十五條第一項に規定する移転先会社となることができない。

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十五條第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十六條第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十六條の二第一項中「取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)」とあるのは

する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六條第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている法人(株式会社を除く。以下この条において同じ。)が新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした場合においては、新保険業法第二百七十二條の四第一項第一号の規定は適用しない。

2}5 (略)

6 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二條の二十九の規定にかかわらず、同条において準用する新保険業法第三百三十五條第一項に規定する移転先会社となることができない。

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十五條第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十六條第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十六條の二第一項中「取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)」とあるのは

「役員」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは、「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは、「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百七十二条第一項中「決議をした」とあるのは「決議があつた」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは、「移転契約書を作成した時」とする。

8 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の第三十二項又は附則第四条第十四項の規定にかかわらず、新保険業法第二百七十二条の第三十二項又は附則第四条第十四項において読み替えて準用する新保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社となることができる。

9～20（略）

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第十六条 特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者（認可特定保険業者となつた者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経

「役員」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは、「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは、「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」とする。

8 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の第三十二項の規定にかかわらず、同項において準用する新保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社となることができる。

9～20（略）

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第十六条 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第

過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2～4（略）

5 第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行う場合において、その保険に係る再保険を外国保険業者（外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。）に付すことが次に掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣の承認を受けた少額短期保険業者については、第二項の規定は適用しない。この場合において、当該少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を当該外国保険業者に付さなければならぬ。

一～三（略）

6～9（略）

10 少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、特定保険業者が施行日前又は平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた

一項の登録の申請をした者に限る。）は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2～4（略）

5 第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行う場合において、その保険に係る再保険を外国保険業者に付すことが次に掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣の承認を受けた少額短期保険業者については、第二項の規定は適用しない。この場合において、当該少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を当該外国保険業者に付さなければならぬ。

一～三（略）

6～9（略）

10 少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、特定保険業者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険金額が新保険業法第二条第十七

保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

11
13 (略)

14 特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継することを約する少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させることを約する者又は当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させた者が施行日前又は平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

15
16 (略)

17 新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十三条の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）については、適用しない。

項に規定する政令で定める金額を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

11
13 (略)

14 特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継することを約する少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させることを約する者又は当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させた者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

15
16 (略)

17 新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十三条の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）については、適用しない。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

（罰則）

第十九条 不正の手段により附則第二条第一項の認可を受けた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 附則第三十三条の二第一項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 附則第二条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

（罰則）

第十九条 附則第三条第一項の規定による届出書及び同条第二項の規定により添付すべき書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

4 | 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(過料)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第四条第四項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者

二 附則第四条第六項の規定に違反した者又は同条第七項の規定に違反して同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

三 附則第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する認可等(附則第二条第一項の規定による認可を除く。)に付した条件に違反した者

(認可等の条件)

第三十三条の二 行政庁は、この附則又はこの附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 | 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(新設)

(新設)

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らし、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

(立入検査に係る規定の準用)

第三十三条の三 新保険業法第三百十一条の規定は、附則第四条第一項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の二十三(附則第四条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第七十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

(内閣府令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

(行政庁等)

第三十四条の二 この附則(附則第十五条第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関(同日以前にあつては、同条の

(新設)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(内閣府令等への委任)

(新設)

<p>規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行う行政機関)</p> <p>二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣</p> <p>2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による権限(金融庁の所掌に係るものに限る)、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。</p> <p>2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。</p> <p>3 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第三十六条 内閣総理大臣は、この附則による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p>
---	---

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
 条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十
 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認 可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
--------------------------------------	------	----

一～三十六（略）

三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、
 保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社
 に係る認可
 （注）保険業法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登
 録を受けている者（当該登録に係る同法第二条第二十四項
 （定義）に規定する所属保険会社等から委託を受けていな
 い者に限る。）が、当該所属保険会社等から委託を受けた
 ことに伴い同法第二百八十条第一項第一号（変更等の届出
 等）の規定による届出をした場合における同条第二項の規
 定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九
 条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十
 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認 可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
--------------------------------------	------	----

一～三十六（略）

三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、
 保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社
 に係る認可
 （注）保険業法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登
 録を受けている者（当該登録に係る同法第二条第二十四項
 （定義）に規定する所属保険会社等から委託を受けていな
 い者に限る。）が、当該所属保険会社等から委託を受けた
 ことに伴い同法第二百八十条第一項第一号（変更等の届出
 等）の規定による届出をした場合における同条第二項の規
 定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募

三十八～百五十九 (略)	(一) (二) (略)	集人の登録とみなす。	
	(三) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号) 附則第二条第一項(特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例)の特定保険業の認可(国の行政機関による認可)として政令で定めるものに限る。		(略)
	(四) (七) (略)		(略)
三十八～百五十九 (略)	(一) (二) (略)	集人の登録とみなす。	
	(三) (六) (略)		(略)
	(略)		(略)
三十八～百五十九 (略)	(略)	集人の登録とみなす。	
	(略)		(略)
	(略)		(略)